

## 岐阜都市計画公園の変更（岐阜市決定）

都市計画公園に6・4・2号北西部運動公園を次のように追加し、都市計画公園中2・2・62号加納南公園を2・2・62号茜部大野公園に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
運動公園	6・4・2	北西部運動公園	岐阜市曾我屋8丁目	約5.1ha	多目的グラウンド（芝）、 多目的グラウンド（土）、 芝生広場、駐車場、植栽等
街区公園	2・2・62	茜部大野公園	岐阜市茜部大野1丁目	約0.14ha	

「区域は、計画図表示のとおり」

### 理由

良好な都市環境の形成、レクリエーション効果等の機能を有する緑地等について整備又は保全を図ることとしている、岐阜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（岐阜都市計画区域マスタープラン）に基づき、処理施設のほとんどが地下式である北西部プラント（下水処理場）の上部を有効活用し、多目的グラウンドとして整備を行ない、周辺の運動施設（都市公園、教育施設）とも連携し、広域的なレクリエーションの場となる運動公園として都市計画に定めるものです。

茜部大野公園は、「加納南公園」として昭和48年に計画決定され50年3月に開設されましたが、その後周辺の宅地化が進み、施設の所在する茜部地区の住民の利用が増加し、現在では当該地区の住民が公園管理の一部を担っているところです。こうしたなか、周辺住民から公園名称の変更要望が寄せられ、地元住民に親しみやすい公園を整備していくという、岐阜市の公園整備の基本方針にも合致することから、名称を変更するものです。